二　厚生年金保険法による第四号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務　当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為に係る者に係る第一項第二号イからヘまでに掲げる情報

第二十三条　法別表第二の三十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　特別支援学校への就学奨励に関する法律第三条第二項の経費の支給に関する事務　保護者等に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者（以下この条において「保護者等」という。）に係る生活保護実施関係情報

ロ　保護者等に係る市町村民税に関する情報

ハ　保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

［号を削る。］

第二十四条の二　法別表第二の三十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　国家公務員共済組合法第四十四条第一項の共済組合の組合員であった者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査又は当該給付の支給に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該給付の請求を行う者又は死亡した当該給付の請求に係る支払未済の給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ロ　当該給付の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　国家公務員共済組合法第五十条第一項又は第五十一条の短期給付（同法第五十四条第一項に規定する療養の給付を除く。）の支給に関する事務　当該支給の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三～九　［略］

十　国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の規定により共済組合の任意継続組合員（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）が払い込んだ任意継続掛金の還付又は同法第百二十六条の五第三項の規定により任意継続組合員が前納した任意継続掛金の還付に関する事務　当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十一～十七　［略］

十八　国家公務員共済組合法施行規則第百二十七条の五の共済組合の船員組合員に係る一部負担金等の返還に関する事務　当該返還の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第二十四条の三　法別表第二の四十の項の主務省令で定める事務は、国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第三条に規定する給付並びに平成二十四年一元化法附則第三十六条第九項、第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家

二　厚生年金保険法による第四号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務　当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為に係る者に係る第一項第二号イからホまでに掲げる情報

第二十三条　法別表第二の三十七の項の主務省令で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

一　特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者（以下この条において「保護者等」という。）に係る生活保護実施関係情報

二　保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

三　保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

第二十四条の二　法別表第二の三十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　国家公務員共済組合法第四十四条第一項の共済組合の組合員であった者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る支払未済の給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報

［号の細分を加える。］

［号を加える。］

二～八　［同上］

［号を加える。］

九～十五　［同上］

［号を加える。］

第二十四条の三　法別表第二の四十の項の主務省令で定める事務は、国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第三条に規定する給付並びに平成二十四年一元化法附則第三十六条第九項、第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家